

工場立地法の緑地面積率・環境施設面積率を緩和しました

1. 工場立地法とは

「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」として定められています。内容としては、敷地面積に対する、特定の業種・一定規模以上の工場（以下、「特定工場」といいます。）における、生産施設の面積や整備すべき緑地及び環境施設のそれぞれの面積の割合について国の準則が公表され適用されます。また、特定工場は生産施設の面積や緑地等の整備状況について、市に届出をする必要があります。

2. 特定工場とは

対象業種	製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
面積要件	敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上

3. 座間市の緑地面積率・環境施設面積率は

座間市における特定工場が整備すべき緑地面積率・環境施設面積率は、「座間市工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例」（平成30年10月1日施行）に基づき、下表のとおりです。

		その他の地域	準工業地域	工業・工業専用地域
緑地面積率等	緑地面積	敷地面積の25%以上	敷地面積の10%以上	敷地面積の5%以上
	環境施設面積	敷地面積の30%以上	敷地面積の15%以上	敷地面積の10%以上

※重複緑地は必要な緑地面積の50%まで算入が認められます。

工場立地法に関する手続きについて、詳しくは事務担当までお問い合わせください。

事務担当：座間市役所環境経済部商工観光課

TEL：046-252-7604 FAX：046-255-3550

E-mail：syokou@city.zama.kanagawa.jp